

明治三十二年法律第四十九号

商法施行法

第一条 商法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外旧法ノ規定ヲ適用ス

第二条 商事ニ関スル特別ノ法令ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス

第三条 特別ノ法令中旧商法ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ旧商法ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス

第四条 商法施行前ヨリ商業ヲ営ム未成年者、妻及ヒ後見人ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス

第五条 商法施行前ニ会社ノ無限責任社員ト為ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ商法施行ノ日ヨリ其会社ノ業務ニ関シ之ヲ能力者ト看做ス

第六条 商法第七條第二項ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル制限ニモ亦之ヲ適用ス

第七条 削除

第八条 商法施行前ニ旧法ノ規定ニ依リテ為シタル登記ハ商法ノ規定ニ從ヒテ為シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第九条 商法施行前ニ登記シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其事項ヲ消滅シタル場合ニ於テ商法施行前ニ登記ヲ為サリシトキハ当事者ハ其施行ノ後遲滞ナク登記ヲ為スコトヲ要ス

第十条 商法施行前ニ設立ノ登記ヲ為シタル会社ノ社名ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記シタル商号ト同一ノ効力ヲ有ス

第十一条 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニシテ其社名中ニ合名会社ナル文字ヲ用キサルモノハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ商法第十七條ノ規定ニ從ヒテ其社名ヲ改メ且其登記ヲ為スコトヲ要ス

第十二條 会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十元以上五十元以下ノ過料ニ処セラル

第十三條 商法第十八條ノ規定ハ商法施行前ヨリ使用スル商号ニハ之ヲ適用セス

第十四條 商法施行後ニ商号ノ登記ヲ為シタル者ト雖モ旧商法施行前ヨリ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ對シテハ商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス

第十五條 削除

个月内ニ其ノ二存スル他ノ登記所ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ニ定メタル登記ヲ為サリシ者ハ其登記ヲ為サリシ登記所ノ管轄区域内ニ於テハ商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス

第十六條 削除

第十七條 商法第二十八條ノ規定ハ商法施行前ニ作リタル商業帳簿ニモ亦之ヲ適用ス

第十八條 代務人ニハ商法施行ノ日ヨリ支配人ニ關スル規定ヲ適用ス

第十九條 商法施行前ヨリ支配人又ハ支配役ト稱スル者カ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有セサルトキハ主人ハ商法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ其名稱ヲ改ムルコトヲ要ス

主人カ前項ノ期間内ニ支配人又ハ支配役ノ名稱ヲ改メサリシトキハ其者ハ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有スルモノト看做ス

第二十條 商法第三十二條第三項ノ規定ハ旧商法第五十條ノ規定ニ反シテ為シタル行為ニ之ヲ準用ス但一年ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

主人カ商法施行前ニ前項ノ行為ヲ知リタルトキハ二週間ノ期間モ亦其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 商法中代理商ニ關スル規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル代理商ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 商法中会社ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ設立シタル会社ニモ亦之ヲ適用ス

第二十三條 商法第四十七條ニ定メタル期間ハ商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十四條 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニシテ未タ設立ノ登記ヲ為サルモノハ商法施行ノ日ヨリ一ヶ月内ニ商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作り且商法第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

第二十五條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル合名会社ハ商法施行ノ日ヨリ一ヶ月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ社員ノ出資ノ種類並ニ財産ノ目録トスル出資ノ価格ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十六條 商法第五十一條第二項、第三項及ヒ第五十二條ノ規定ハ合名会社カ設立ノ登記ヲ為シタル後商法施行前ニ支店ヲ設ケ又ハ其本店若

クハ支店ヲ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス但登記期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十七條 会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前二條ノ規定ニ依リテ為スヘキ登記ヲ怠リタルトキハ五十元以上五十元以下ノ過料ニ処セラル

第二十八條 商法第六十條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ旧商法第四百條ノ規定ニ反シテ為シタル行為ニ之ヲ準用ス

第二十九條 商法第七十一條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合名会社ニハ之ヲ適用セス

第三十條 合名会社ノ目的タル事業ノ成功カ商法施行前ニ不能ト為リタルトキハ裁判所カ解散ヲ命シタル場合ヲ除ク外其会社ハ商法ノ施行ト同時ニ解散シタルモノト看做ス

第三十一條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三十二條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ既ニ清算人ヲ選任シタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條及ヒ第九十條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三十三條 削除

第三十四條 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ總社員ノ同意ヲ以テ会社財産ノ処分方法ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ商法施行ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

商法第七十八條第二項、第七十九條及ヒ第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 合名会社カ商法施行前ニ解散ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テハ清算ハ旧商法ノ規定ニ依リテ之ヲ為ス

第三十六條 合名会社ニ於テ商法施行前ニ清算人ノ解任又ハ變更アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第九十七條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三十七條 商法第九十三條ノ規定ハ商法施行前ニ解散シタル合名会社ニモ亦之ヲ適用ス

第三十八條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ニハ旧商法ノ規定ヲ適用ス

第三十九條 商法第九十五條乃至第三十二條及ヒ前二條ノ規定ハ前項ノ会社ニ之ヲ準用ス

第三十條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ其取引ニ關スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立シタル会社タルコトヲ示スコトヲ要ス

業務担当社員カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十元以上五十元以下ノ過料ニ処セラル

第四十條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ旧商法第五十一條第二項ノ規定ニ從ヒ其組織ヲ變更シテ之ヲ商法ニ定メタル合資会社、株式會社又ハ株式合資会社ト為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ總會ハ直チニ新會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

第四十一條 商法第七十八條、第七十九條第一項、第二項及ヒ第二百五十四條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ商法ノ規定ニ從ヒテ合併ヲ為スコトヲ得但合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ商法ニ定メタル種類ノ一タルコトヲ要ス

合併ノ決議ハ旧商法第五十一條第二項ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第四十三條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ニ於テハ其發起人ハ七人以上ナルコトヲ要セス

第四十四條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ト雖モ其發起人カ未タ株主ノ募集ニ著手セサルトキハ之ニ商法ノ規定ヲ適用ス

第四十五條 株式會社ノ發起人カ商法施行前ニ株主ノ募集ニ著手シタルトキハ旧商法ノ規定ニ從ヒテ会社ノ設立ヲ為スコトヲ得但商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第四十六條 商法施行前ニ創業總會ニ於テ定款ヲ確定シタル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ從ヒテ其定款ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十七條 商法第三百十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十八條 商法第六十三條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ旧商法ノ規定ニ依リテ召集シタル創業總會ノ決議ニ之ヲ準用ス但同條第二項ノ期間ハ商法施行前ニ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十九條 第四十五條ノ場合ニ於テ商法施行前ニ株式總數ノ引受アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ株式總數ノ引受アリタルトキハ其日ヨリ六ヶ月内ニ發起人カ創業總會ヲ召集セサルトキハ株式申込人ハ其申込ヲ取消スコトヲ得

第五十條 第四十五條及ヒ第四十六條ノ場合ニ於テハ株式會社ハ各株ニ付キ株金ノ四分の一ノ払込アリタル後二週間内ニ商法第四百十一條第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

第五十一條 第四十五條及ヒ第四十六條ノ場合ニ於テハ株式會社ハ各株ニ付キ株金ノ四分の一ノ払込アリタル後二週間内ニ商法第四百十一條第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

第五十一条 商法施行前二本店ノ所在地ニ於テ設
立ノ登記ヲ為シタル株式会社ニシテ其定款ニ商
法第二百二十条第一号乃至第七号ニ掲ケタル事項
ヲ定メサルモノハ商法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ
其定款ヲ變更スルコトヲ要ス

第五十二条 商法施行前二本店ノ所在地ニ於テ設
立ノ登記ヲ為シタル株式会社ハ商法施行ノ日ヨ
リ三ヶ月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店
ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ会社カ
公告ヲ為ス方法並ニ監査役ノ氏名、住所ヲ登記
スルコトヲ要ス

第五十三条 商法施行前二設立シタル株式会社カ
登記シタル事項中ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テ
商法施行前二登記ヲ為サリシトキハ其施行ノ
日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ
其登記ヲ為スコトヲ要ス

第五十四条 取締役力前二規定ニ違反シタル
トキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラレ
第五十五条 商法施行前二設立シタル株式会社ニ
於テ株式ノ金額カ商法第四百五十五條第二項ノ規
定ニ反スルモ旧商法及ヒ旧商法施行條例ノ規定
ニ反セサル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依ル
コトヲ得商法施行後ニ新株ヲ発行スルトキ亦
同シ

前項ノ規定ハ商法施行後ニ株式ノ金額ヲ變更
スル場合ニハ之ヲ適用セズ
第五十六条 商法中株式ニ關スル規定ハ商法施行
前ニ發行シタル株式ニモ亦之ヲ適用ス
第五十七条 商法施行前二發行シタル株式及ヒ假
株券ハ商法第四百四十八條又ハ第二百四十八條ノ規
定ニ違フモノヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行
後ニ株金ノ払込ヲ為シタル場合ニ於テハ前二払
込ミタル金額及ヒ新ニ払込ミタル金額ヲ假株券
ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八条 旧商法第二百二十二條乃至第二百五
十條ノ規定ハ商法施行前二株金払込ノ催告アリタ
ル場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十九条 商法第五百五十三條第二項乃至第四項
ノ規定ハ商法施行前二株式ヲ讓渡シタル者ニシ
テ旧商法第八十二條ノ規定ニ依リ担保義務ナ
キ者ニハ之ヲ適用セズ

第六十条 削除

第六十一条 旧商法施行前二設立シタル株式会社
ニ於テハ株主ノ議決權ノ制限カ商法第六百六十二

條ノ規定ニ反スルモ定款ノ定ムル所ニ依ルコト
ヲ得但商法施行後ニ其制限ヲ變更スル場合ハ此
限ニ在ラス
第六十二条 商法第六百六十三條ノ規定ハ株主總會
カ商法施行前二決議ヲ為シタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス但同條第二項ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ
之ヲ起算ス
第六十三条 商法第六百六十七條但書ノ規定ハ商法
施行前二選任シタル取締役及ヒ監査役ニハ之ヲ
適用セズ
第六十四条 商法施行前二選任シタル取締役又ハ
監査役ト雖モ其禁治産ニ因リテ退任ス
第六十五条 商法施行前二選任シタル取締役ハ其
施行ノ後遲滞ナク定款ニ定メタル員數ノ株式ヲ
監査役ニ供託スルコトヲ要ス
第六十六条 商法施行前二設立シタル株式会社ニ
於テ其施行後ニ株金ノ払込アリタルトキハ取締
役ハ其払込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコト
ヲ要ス
第六十七条 商法施行前二設立シタル株式会社ノ
取締役ハ其施行ノ後遲滞ナク社債ノ總額及ヒ其
償還ノ方法ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス
第六十八条 株式会社カ商法施行前二其資本ノ半
額ヲ失ヒタル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ
後遲滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコ
トヲ要ス

商法施行前二会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完
済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ取
締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク破産宣告ノ請求ヲ
為スコトヲ要ス
第六十九条 取締役力前二規定ニ違反シタル
トキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラレ
第七十条 商法第七百七十五條ノ規定ハ商法施行前
ニ選任シタル取締役ニハ之ヲ適用セズ
第七十一条 旧商法第八十九條ノ規定ハ商法施
行前二選任シタル取締役ニノミ之ヲ適用ス
第七十二条 商法施行前二旧商法第二百二十八條
又ハ第二百二十九條ノ規定ニ依リテ提起シタル
訴ニハ商法ノ規定ヲ適用セズ
第七十三条 商法施行前二選任シタル監査役ハ其
任期カ一年ヨリ長キト雖モ其任期間在任ス
第七十四条 商法第九十條ニ掲ケタル書類ハ商
法施行前二總會召集ノ通知ヲ發シタル場合ニ限
リ會日マテニ之ヲ提出スルヲ以テ足ル
第七十五条 商法第九十六條ノ規定ハ商法施行
前二本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル
株式会社カ其登記後二年以上開業ヲ為スコト能
ハサルモノト認ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス

裁判所カ定款ノ規定ヲ認可シタルトキハ取締
役ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其
登記ヲ為スコトヲ要ス
取締役力前項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠
リタルトキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セ
ラル
第七十六条 明治二十三年法律第六十号ハ商法施
行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第七十七条 株式会社カ商法施行前二債券發行ノ
認許ヲ得タル場合ニ於テハ旧法ノ規定ニ依リテ
其募集ヲ完了スルコトヲ得
第七十八条 商法第二百四條第一項ノ規定ハ株式
会社カ商法施行前二債券發行ノ認許ヲ得タル場
合ニハ之ヲ適用セズ
第七十九条 株式会社カ商法施行前二債券發行ノ
認許ヲ得タル場合ニ於テ一時ニ全額ノ払込ヲ為
サシメサルトキハ第一回ノ払込アリタル後二週
間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ払込ミタル
金額及ヒ商法第七十三條第三号乃至第六号ニ
掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第八十条 商法施行前二社債ノ全額又ハ一部ノ払
込アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ本
店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ払込ミタル金額及ヒ
商法第七十三條第三号乃至第六号ニ掲ケタル
事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十一条 商法施行前二發行シタル債券ハ商法
第二百五條ノ規定ニ違フモノヲ改ムルコトヲ要
セス
第五十七条但書ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス
第八十二条 商法第二百九條第二項ノ規定ハ商法
施行前二仮決議ヲ為シテ未タ其通知ヲ發セサル
場合ニモ亦之ヲ適用ス
第八十三条 商法第二百九條第四項ノ規定ハ株式
会社カ商法施行前二定款變更ノ決議又ハ仮決議
ヲ為シタル場合ニハ之ヲ適用セズ
第八十四条 株式会社カ商法施行前二資本ノ増加
若クハ減少ノ決議又ハ仮決議ヲ為シタル場合ニ
於テハ旧商法ノ規定ニ依リテ其増加又ハ減少ヲ
為スコトヲ得
商法第二百二十八條乃至第三百十條ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八十五条 商法施行前二為シタル決議又ハ仮決
議ニ依リテ資本ヲ増加シタル場合ニ於テ商法施
行前二新株ニ付キ払込ミタル株金額ノ登記ヲ為
サリシトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後二払
込アリタルトキハ其日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ
支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス

第八十六条 株式会社カ商法施行前二解散シタル
場合ニ於テ未タ解散ノ決議ヲ為ササルトキハ取
締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク株主ニ對シテ解散
ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
第八十七条 取締役力前二規定ニ違反シタル
トキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラレ
第八十八条 株式会社カ清算人ハ株主總會又ハ裁
判所カ商法施行前二与ヘタル訓示ヲ遵守スルコ
トヲ要ス
第八十九条 商法施行前二旧商法第二百四十二條
ノ規定ニ依リテ選任シタル代人ハ商法施行ノ後
ト雖モ其權限ヲ保有ス
第九十条 第三十三條ノ規定ハ商法施行前二解散
シタル株式会社ノ清算人カ為スヘキ公告ニ之ヲ
準用ス
第九十一条 第二十六條、第三十條乃至第三十二
條、第三十五條及ヒ第三十六條ノ規定ハ株式會
社ニ之ヲ準用ス
第九十二条 商法施行前二日本ニ支店ヲ設ケタル
外國会社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ク
ルコトヲ得商法施行前二外國人カ日本ニ於テ設
立シタル会社及ヒ組合ニ付キ亦同シ
第九十三条 商法施行前二旧法中会社ニ關スル罰
則ヲ適用スヘキ行為アリタルトキハ商法施行ノ
後ト雖モ其罰則ヲ適用ス
第九十四条 私設鐵道株式会社ニハ明治二十年勅
令第十二号私設鐵道條例ノ改正ニ至ルマテ旧商
法及ヒ其附屬法令中株式会社ニ關スル規定ヲ適
用ス

第九十五条乃至第一百七條 削除
第九十六条 商法施行前二設定シタル質權ノ実行
ニ付テハ別段ノ意思表示アリタル場合ヲ除ク外
民事執行法(昭和五十四年法律第四号)ノ規定
ヲ適用ス但取引所ノ相場アル有価証券其他ノ商
品ニ在リテハ執行官ハ取引所ニ於テ之ヲ売却ス
ルコトヲ得
前項ノ規定ハ留置權者カ其留置物ヲ売却スル
場合ニ之ヲ準用ス
第九十七条 商法施行前二發行シタル指図証券及
ヒ無記名証券ニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除
ク外旧商法ノ規定ヲ適用ス但民法施行法第三十
條、第三十一條及ヒ第三十三條ノ準用ヲ妨ケス
第九十八条 商法第二百八十一條ノ規定ハ商法施
行前二發行シタル指図証券及ヒ無記名証券ニモ
亦之ヲ適用ス
第九十九条 商法第二百九十九條ノ規定ハ商法
施行前二約シタル匿名組合ニモ亦之ヲ適用ス

第一百条 削除

第一百零一条 削除

第二百二十二条 削除

第二百二十三条 手形ノ所持人ノ其前者ニ対スル償還請求權ハ支払拒絶證書ノ作成力商法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ支払拒絶證書ノ作成力商法施行後ニ在リタル場合ニ於テハ其作成ノ日ヨリ六ヶ月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

裏書人ノ其前者ニ対スル償還請求權ハ商法施行前ニ償還ヲ為シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ償還ヲ為シタル場合ニ於テハ其日ヨリ六ヶ月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

商法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ残期力商法施行ノ日ヨリ起算シテ六ヶ月ヨリ短キトキハ時効ハ其残期ヲ経過スルニ因リテ完成ス

第二百二十四条乃至第二百二十六条 削除

第二百二十七条 商法第五百五十二条第三項ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之ヲ適用ス

商法第五百五十三条ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之ヲ適用ス

第二百二十八条 商法第五百五十六条ノ規定ハ商法施行前ニ為シタル船舶ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第二百二十九条 商法第五百五十八条乃至第五百六十八条及ヒ第五百七十条乃至第五百七十四条ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル船長ニモ亦之ヲ適用ス

第二百三十条 削除

第二百三十一条 委付ノ原因力商法施行後ニ生シタルトキハ其施行前ニ為シタル保険契約ニ付テモ被保険者ハ商法ノ規定ニ從ヒテ委付ヲ為スコトヲ得

第二百三十二条 船舶ノ存否力商法施行ノ日ヨリ六ヶ月間分明ナラサルトキハ未タ旧商法第九百六十六条第一項ノ期間ヲ経過セサルトキト雖モ其船舶ハ行方ノ知レサルモノト看做ス

第二百三十三条 商法施行ノ際旧商法第九百六十九条第一項ニ定メタル三日ノ期間力未タ満了ニ至ラサルトキハ商法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ商法第六百七十四条ニ定メタル通知ヲ發シテ委付ヲ為スコトヲ得

第二百三十四条 船舶ノ先取特權ニ關スル商法ノ規定ハ其施行前ニ發生シタル債權ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第二百三十五条 第三十三条ノ規定ハ商法第六百八十四条第一項ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ニ之ヲ準用ス

第三百三十六條 船舶ノ抵當權ニ關スル商法ノ規定ハ商法施行前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス

第三百三十七條 民法施行法第二條、第三條、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第五十三條及ヒ第五十六條ノ規定ハ商事ニ之ヲ準用ス

附則 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三百三十九條 商法施行條例ハ之ヲ廢止ス但シ同條例第二十一條乃至第二十三條及第五十一條ノ規定ハ旧商法ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍其ノ効力ヲ有ス

附則 (大正一一年四月二五日法律第七一號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百八十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和七年七月一五日法律第二〇七號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年九月一一日法律第一〇〇號) 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

3 前項ノ事件に關シ執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (平成二年六月二九日法律第六四號) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄 (施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五五條、第千三百六六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則 (平成二〇年六月六日法律第五三九號) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三〇年五月二五日法律第二九號) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十條及び第五十二條の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第五十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關シ必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (施行期日) 1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四號)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五四號) 抄 (経過措置) 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。